

# 消費者金融も社を提訴

空知・旭川の11人 過払い利息返還請求

利息制限法の規定を超え  
る利息を払わせられたとし  
て、空知地方と旭川市の職  
務者ら11人が17日、消費者  
金融大手の武富士（本社・

東京）やプロミス（同）な  
ど8社を相手取り、過払い  
金など約1940万円の返  
還を求める訴訟を旭川地裁  
や札幌地裁滝川支部などに  
起こした。

原告側の代理人を務める  
木村幸一司法書士は、「消費  
者金融との交渉の進展がみ  
られない事案の解決を図り  
多重債務に苦しむ人々を救  
済したい」と話している。

最高裁が2004年2月  
に、一定の要件を満たせば  
利息制限法の上限を超える  
金利でも有効とする貸金業  
規制法の「みなし弁済」に  
ついて、「厳格に解釈すべ  
きだ」との判断を示したこ  
とから、過払い金の返還を  
求める集団提訴が全国で起  
まってきた。

新聞新報

(平成18年1月18日 (水))